

開催案内(2)

新潟県病院薬剤師会

第4回 薬剤業務セミナー ～平成30年度診療報酬改定を中心に～

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、新潟県病院薬剤師会 薬剤業務委員会では、第4回薬剤業務セミナーを下記のように開催する運びとなりました。本セミナーは、平成30年3月17日(土)に実施された「平成29年度日本病院薬剤師会医療政策部セミナー」の伝達講習(裏面を参照ください)に当たるものとなっております。ご多忙のことと存じますが、ご参加くださるようお願い申し上げます。

記

1. 日時 平成30年4月7日(土) 14時15分～16時45分
2. 会場 新潟ユニゾンプラザ 大会議室 (新潟市中央区上所2丁目2-2)
3. 対象者 新潟県病院薬剤師会の会員であればどなたでも参加できます
4. 参加手続き等 申込み不要(直接会場にお越しください)
5. 参加費 無料
6. 内容 「平成29年度日本病院薬剤師会医療政策部セミナー」に参加した薬剤業務委員による、同セミナーの伝達を中心とした内容。

7. プログラム

- (1) 開会挨拶、趣旨説明(14:15～14:20)

薬剤業務委員会 外山 聡

- (2) 平成30年度診療報酬改定について

- (2-1) 最近の医療・医薬行政と平成30年度診療報酬改定の概要 (14:20～15:05)

薬剤業務委員会 佐藤康弘

- (2-2) 平成30年度診療報酬改定の主な内容

～変化する薬価制度、調剤報酬も含めて～ (15:05～15:50)

薬剤業務委員会 外山芳豊

休憩(15:50～16:00)

- (3) 「医療政策部セミナー」における質疑応答の解説 (16:00～16:45)

薬剤業務委員会 外山 聡

日病薬病院薬学認定薬剤師制度(カリキュラム区分I-2「医療制度」)の研修シール1.5単位が発行されます。なお、セミナーの遅刻、早退に関しては、単位として認められないのでご了承ください。

以上

お問い合わせは、電子メールで toyama@med.niigata-u.ac.jp までお願いいたします。

主催：新潟県病院薬剤師会 (担当：薬剤業務委員会)

第4回薬剤業務セミナーが伝達する 平成 29 年度日本病院薬剤師会医療政策部セミナーの講演プログラム

(1) 最近の医薬行政について(10:30~11:15)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 課長補佐 勝山 佳菜子

(5) 平成 30 年度薬価制度の抜本改革の概要(14:10~14:40)

厚生労働省保険局医療課 主査 荒川 裕司

(6) 平成 30 年度診療報酬点数表(薬剤師関連)の改定点(14:40~15:10)

厚生労働省保険局医療課 主査 板垣 麻衣

(7) 平成 30 年度診療報酬改定をめぐる議論(15:10~15:25)

中央社会保険医療協議会委員(日本病院薬剤師会医療政策部特別部員) 安部 好弘

(8) 質疑応答(診療報酬改定関連)(15:25~16:25)

質疑の例

薬価制度の抜本改革の概要についての質疑

- 薬価を引き下げる仕組みについては説明があったが、引き上げについては説明がなかった。どのような場合薬価が引き上げられるのか。

分割調剤の手続きの明確化関連の質疑

- 2 回目以降の処方せんの使用期間は。前回の処方せんの投与終了日を含む 4 日間なのか。
- 分割調剤において同一の保険薬局に処方箋を持参すべきとあるが、同一の保険薬局に行けない場合の対応は。
- 分割調剤は、医師の指示による場合だけでなく、後発医薬品のお試し調剤のような薬剤師によるものもある。これはどのようなになるのか。
- 処方料 2 において、「平成 30 年 4 月以降の処方において、ベンゾジアゼピン受容体作動薬を 1 年以上にわたって、同一の成分を同一の 1 日当たり用量で連続して処方している場合」とあるが、平成 30 年 4 月以降に処方する時点で、ベンゾジアゼピン受容体作動薬を 1 年以上処方していたかを確認する必要があるのか。また、「不安若しく睡眠障害に係る適切な研修等を修了した医師」はどのような基準か。

入退院支援加算関連の質疑

- 算定するにあたっては、入院前に「オ 服薬中の薬剤の確認」を実施するとある。現在、多くの急性期施設では、薬剤師による入院前の持参薬確認は、周術期管理(抗凝固薬の術前の中止など)などが主で、入退院支援加算の趣旨と合っていないように思うが、どのように考えればよいか。

特定薬剤治療管理料 2 関連の質疑

- 算定する場合、「診療録等に指導内容の要点を記録すること。」と留意事項通知にあるが、診療録等として、診療録以外の何が想定されるのか。

抗菌薬適正使用支援加算関連の質疑

- 施設基準に、3 年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師とあるが、何らかの認定等が必要か。

その他の質疑

- 日病薬の診療報酬改定要望事項に、「病棟薬剤業務実施加算の算定対象の拡大」、「薬剤管理指導料の算定対象の拡大」があるが、今回の診療報酬改定では叶わなかった理由を教えてください。
- 連携のためにかかりつけ薬剤師を知りたいが、お薬手帳にかかりつけ薬剤師の氏名を書くようにはできないのか。
- 服用薬剤調整支援料、抗精神病薬調整連携加算と、保険薬局と医療機関の連携が必要になってくるが、標準化した情報提供用紙などはないのか。電子メール等による連携は可能か。